

労働金庫法施行規則第百条第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件及び労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項、第九十七条第一項並びに第九十九条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める件の一部を改正する件 新旧対照条文

目 次

- 労働金庫法施行規則第百条第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年大蔵省告示第七号）
金融監督庁
平成二十六年金融庁告示第七号）
- 附則

○金融庁告示第二号
厚生労働省

銀行法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第百三十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働金庫法施行規則第百条第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督省告示第七号）及び労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項、第九十七条第一項並びに第九十九条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める件（平成二十六年金融庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和元年十一月二十一日

金融庁長官 遠藤 俊英

厚生労働大臣 加藤 勝信

（労働金庫法施行規則第百条第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法

第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部改正）

第一条 労働金庫法施行規則第百条第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
1 〔略〕		
2 金庫の子会社等（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額とする。	1 〔同上〕	2 金庫の子会社等（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額に当該金庫の関連法人等（労働金庫法施行規則第九十九条第二号に規定する関連法人等をいう。）の自己資本比率告示第十一条の算式における自己資本の額に相当する額を加えたものとする。
3 〔略〕		3 〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項、第九十七条第一項並びに第九十九条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める件の一部改正）

第二条 労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項、第九十七条第一項並びに第九十九条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定（題名を含む。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
〔題名〕 労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項から第六項まで、第九十七条第一項及び第二項並びに第九十九条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める告示	〔題名を付する。〕
（合算関連法人等から除かれる者）	（合算関連法人等から除かれる者）
<p>第一条 労働金庫法施行規則（以下「規則」という。）第九十五条の五第二項に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者（信用の供与等（労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号。以下「法」）という。）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。）を行う者が金庫である場合に限る。）は、次に掲げる者とする。</p> <p>〔一～五 略〕</p>	<p>第一条 労働金庫法施行規則（以下「規則」という。）第九十五条の五第二項に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者（信用の供与等（労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号。以下「法」）という。）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条、第四条及び第七条において同じ。）を行う者が金庫である場合に限る。）は、次に掲げる者とする。</p> <p>〔一～五 同上〕</p>
（債務の保証以外のオフ・バランス取引）	（債務の保証以外のオフ・バランス取引）
<p>第三条 規則第九十六条第四項に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 自己資本比率告示第四十九条第一項の表零の項から百の項まで</p>	<p>第三条 「同上」</p>

及び同条第二項の表の中欄に掲げる取引（前条に該当するもの及び現金又は有価証券による担保の提供を除く。）並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券

による担保の提供

二 自己資本比率告示第五十条第一項本文に規定する派生商品取引（第七条第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第五十条第四項に規定する長期決済期間取引

三 自己資本比率告示第二百二十四条の四第三項各号に掲げる取引

（資金清算機関等への預託金又は担保の差入れ）

第四条の二 規則第九十六条第五項に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、自己資本比率告示第十六条第三項第三号に掲げるものとする。

（ルックスルーア方式による信用の供与等の額の計上又は算出の方法）

第四条の三 規則第九十六条第六項に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定める取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 受益証券等（規則第八十八条に規定する受益証券等をいう。）に係る取引
- 二 証券化取引（自己資本比率告示第一条第一号に規定する証券化取引をいう。）に係る取引

及び同条第二項の表の中欄に掲げる取引（前条に該当するものを除く。）

二 自己資本比率告示第五十条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第五十条第四項に規定する長期決済期間取引

三 自己資本比率告示第二百二十六条第一項各号に掲げる取引

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

規則第九十六条第六項に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 裏付けとなる原資産（規則第九十六条第六項に規定する原資産をいう。以下この項において同じ。）が同一である間接的信用供与等（同条第六項に規定する間接的信用供与等をいう。以下この項において同じ。）のいずれもが他の間接的信用供与等に劣後するものでない場合 当該原資産を裏付けとする間接的信用供与等の総額に占める対象信用供与等（同条第六項の規定による計上又は算出の対象となる間接的信用供与等をいう。以下この項において同じ。）の額の割合を個別資産等（同条第六項に規定する個別資産等をいう。以下この項において同じ。）の価額に乘じた額について、当該個別資産等に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者に対する信用の供与等の額としてその者に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

二 裏付けとなる原資産が同一である間接的信用供与等のいずれかが他の間接的信用供与等に劣後するものである場合 当該原資産を裏付けとする間接的信用供与等のうち対象信用供与等と同一順位の階層にある間接的信用供与等の総額に占める当該対象信用供与等の額の割合を個別資産等の価格に乗じた額（当該額が当該対象信用供与等の額を超えるときは、当該対象信用供与等の額）について、当該個別資産等に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者に対する信用の供与等の額と

してその者に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

三 対象信用供与等に係る個別資産等又は当該個別資産等に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者を特定することが著しく困難である場合 当該対象信用供与等について、一の法第九十四条第一項において準用する銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人に擬した者（以下この号において「擬似同一人」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該対象信用供与等の額を擬似同一人に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

3 規則第九十六条第六項ただし書に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定める場合は、前項各号に定める方法により信用の供与等の額を計上し、又は算出することが不適当であると金融庁長官及び厚生労働大臣が認める場合とする。

（信用の供与等の額から控除される額）

第七条 規則第九十七条第一項第八号に規定する金融庁長官及び厚生

労働大臣が定める額は、法第九十四条第一項において準用する銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

〔一～五 略〕

六 規則第九十六条第四項第九号イ及びハに掲げる勘定並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供

（信用の供与等の額から控除される額）
第七条 「同上」

〔一～五 同上〕

六 規則第九十六条第四項第九号イ及びハに掲げる勘定並びに自己資本比率告示第四十九条第一項の表百の項の中欄八に掲げる取引（現金又は有価証券による担保の提供に限る。）に係る信用の供

供与等を行う原因となつた派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額

〔七・八 略〕

（信用リスク削減手法等）

第八条 規則第九十七条第二項に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定める手段は、自己資本比率告示第五十五条第一項に規定する信用リスク削減手法（次項において「信用リスク削減手法」という。）とする。

2 規則第九十七条第二項ただし書に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、信用リスク削減手法のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 担保として提供される現金及び自金庫預金
- 二 地方公共団体が債務の保証をした貸出金に係る当該債務の保証

〔条を加える。〕

〔七・八 同上〕

与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となつた派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額

（特殊の関係のある者から除かれる者）

第九条 規則第九十九条に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者は、法第五十八条の五第一項第四号又は第四号の二に掲げる会社及びこれらの子法人等（令第五条の二第二項に規定する子法人等をいう。）とする。

（特殊の関係のある者から除かれる者）

第八条 規則第九十九条第一号及び第二号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者は、法第五十八条の五第一項第四号又は第四号の二に掲げる会社とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

[REDACTED]

附 則

（適用時期）

第一条 この告示は、銀行法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から適用する。

（労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条

第二項及び第四項、第九十七条第一項並びに第九十九条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める件の一部改正に伴う経過措置

）

第二条 第二条の規定による改正後の労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項から第六項まで、第九十七条第一項及び第二項並びに第九十九条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める告示第四条の三の規定は、労働金庫については、当分の間、適用しない。